

第1回

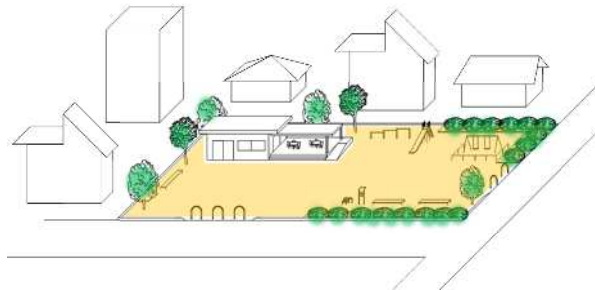
地域主体の柔軟な公園運営のための 公園施設の在り方検討部会

説 明 資 料

令和5年6月6日 15:30

部会の目的

- 本市では、公園の特性やニーズに応じて規制を見直し、地域が独自の公園利用ルールや活用方針を定めることを認めるとともに、地域が主体となる公園運営を企業等の多様な主体がハード・ソフト両面から支援する「新たな公園運営モデル」の構築に取り組んでいる。
- 本モデルを導入する公園においては、地域やその支援団体等に対して、交流・活動拠点としての利用を前提とした公園施設の整備を認めることを検討している。
- 本部会では、その公園施設に備えるべき、基本的な機能、外観、配置等、公園に相応しい施設の在り方について、議論いただくものである。



第1回 部会

- ・ **新たな公園運営モデルの制度概要**

制度設計に至るまでの背景～公園施設設置までに必要なプロセス

第2回 部会

- ・ **公園施設の設置条件について**

基本的な機能、外観、配置の必須条件、努力義務等を検討

- ・ **モデル公園での取組について**

新たな公園運営モデルの導入に取り組むモデル公園での検討状況

第3回 部会

- ・ **公園施設の在り方答申(案)とりまとめ**

審議会

- ・ **公園施設の在り方答申とりまとめ**

1 都市緑化審議会での主な御意見

2 公園を取り巻く現状と課題

3 これまでの取組

- ・公園利活用のねらい
- ・公民連携 公園利活用トライアル事業「おそとチャレンジ」について

4 地域主体の新たな公園運営モデルについて

- ・新たな公園運営モデルの概要と運用の流れ
- ・フェーズ1：地域主体の公園運営
- ・フェーズ2：多様な主体と連携した公園運営
- ・フェーズ3：さらなる公園の活用

5 具現化に向けたモデル事業

- ・公民連携・課題解決推進事業「KYOTO OPEN CITY LABO」について
- ・企業と連携した公園運営のポイント
- ・北鍵屋公園での取組について

6 今後のスケジュール

1 都市緑化審議会での主な御意見

◆ 「新たな公園運営モデル（以下、新モデル）」における公園施設の在り方について

（１）新モデルの制度設計に係る御意見

- ・ 地域が主体的に公園を運営し、活用していきたいという思いが大切
- ・ 地域での合意形成が大切
- ・ サポート団体とのマッチングはどのように行うのか。
- ・ 地域から公園を活用しようと声を上げることのできる公園は少ないのではないか。
- ・ 地域のみ、もしくは地域とサポート団体で公園の管理運営はうまく行えるのか。
- ・ 管理運営を支援するコーディネーターが必要ではないか。

（２）公園施設の設置方針に係る御意見

- ・ 公園に施設は必要なのか。
- ・ 施設整備ありきの制度になっているのではないか。
- ・ 施設ができて遊ぶ面積は確保できるのか。
- ・ 公園の持つオープンスペースとしての意味をしっかりと考えたうえで設置すべきか検討して欲しい。
- ・ 公園の特性、歴史、文化、現状の使用状況を把握したうえで利活用を進めるべき。
- ・ 収益施設の設置にあたっては、民業圧迫の懸念等、持続した経営のために商圈も把握して進めるべき。

2 公園を取り巻く現状と課題

(1) 公園の老朽化、維持管理面の課題

- ・ 多くの公園で老朽化が進行しているが、限られた予算やマンパワーの中、施設の更新を短期間で進めることは困難
- ・ 公園の維持管理についても、行政だけでは高い管理水準を保つことが難しいため、市民との協働による公園の管理が不可欠
- ・ 公園愛護協力会の多くでは、高齢化、担い手の不足等の課題を抱えている。

(2) 利用状況の変化、多様化する利用者ニーズ

- ・ 公園に対する利用者のニーズが多様化
- ・ 周辺住民以外にも多くのステイクホルダーが存在
- ・ 行政の管理下では、公園の利用ルールを一律に規定
- ・ 本来公園の持つポテンシャルを十分に活かしていない。

(3) 地域コミュニティにおける課題

- ・ 地域に目を向けると、ライフスタイルや価値観の多様化、単身世帯の増加を背景に、次のような課題を抱えている状況
- ・ 住民間のつながりの希薄化
- ・ 地域活動の参加率の低下
- ・ 地域活動の停滞、負担感の増加・担い手の不足（高齢化）
- ・ 活動拠点の不足

現状の京都市ルール①

一律の利用ルールで管理

公園の利用にあたって

- 1 公園では、次の場合を除いて球技はできません。
 - (1) 幼児や小学生が少人数でボール遊びを行う場合
(バットの使用、チームで行う野球やサッカーは一切禁止します。)
 - (2) グラウンドゴルフなど球を転がす球技を、小学生の利用が少ない時間に行う場合
(おおむね平日の午後2時まで。学校の休日は、譲り合って利用してください。)
- 2 ごみは、必ず持ち帰ってください。
- 3 犬は、飼い主がつないで散歩し、ふん便を持ち帰ってください。
- 4 自転車やバイクの乗入れは禁止します。
- 5 たき火、打上げ花火など、火気を使用した危険な行為は禁止します。
- 6 公園を利用した後は、清掃と整地をお願いします。

～美しく快適な公園であるように、みなさまのご協力をお願いします。～

京都市(〇〇〇〇事務所 Tel〇〇〇-〇〇〇〇)

現状の京都市ルール②

◆公園で実施するイベントでの物品の販売について

- イベントに付随する営利目的の物品の販売については、行為許可基準の中で規定
- 「本市の業務と関連する地域自治組織、公共的な団体等が、明らかに地域の公益を目的とする催し物に付随したもので、その催し物の参加者を対象とし、不特定多数の公園利用者等を対象としていないもの」に限り認めている。



専ら営利を目的とした物販は認めていない

3 これまでの取組

公園利活用のねらい

現状はどこも似たような
「●●禁止」の看板が目立つ



まちなかの公園、
郊外の公園、
子育て世帯が利用する公園、
お年寄りが集まる公園
…公園にも色々ある！



地域・民間企業・行政が
交流・連携して
利活用しながらそれぞれの
公園の魅力を引き出す



みんなで公園の
理想像について考え、
公園を地域の魅力向上・
活性化の起点に



公園の在り方を見つめ直し、もっと楽しく、もっと多くの人がつながりあえる魅力的な場所に！
きっかけづくりのため、「公民連携 公園利活用トライアル事業」（おそとチャレンジ）を実施

公民連携 公園利活用トライアル事業「おそとチャレンジ」について

令和3年度：4公園（宝が池、竹間、新京極、船岡山）

令和4年度：8公園（上記に加え、桂坂、東山山頂、円山、唐橋西寺）

▼キッチンカーによる飲食物販売、BBQや防災キャンプ体験、地域交流イベントなど



「おそとチャレンジ」実施による成果

賑わいの創出



未来の公園の見本市「…だから、宝が池。」の開催



「唐橋西寺公園秋祭り」の開催



「竹間公園烏丸大茶会」の開催

社会課題の解決



インクルーシブな遊び空間の創出
(福祉団体による「モバイル屋台」) / 竹間公園



子ども食堂で利用できる「子どもチケット」

/ 唐橋西寺公園

「おそとチャレンジ」実施による成果



喫煙所の移設による来園者マナー改善
／新京極公園

公園課題の解決



森の保全再生の取組への参画者増／宝が池公園



地元住民による交流の機会創出／桂坂公園

地域コミュニティの 活性化



定例的な交流の機会創出／船岡山公園



愛護協力会の若返り、多様な主体の連携
／新京極公園

公園や地域の担い手の 発掘



120人以上が参画する公園コミュニティ
／宝が池公園

「おそとチャレンジ」実施による成果



成果

- ▼民間企業と自治連合会などの地域団体が連携し、公園のマナーアップや地域コミュニティの活性化など、地域課題の解決を図ることができた事例も
- ▼これまで接点のなかった市民活動団体や大学、芸術家といった多様な主体が活動の輪に

課題

- ▼屋外での活動のため、天候や季節に大きく左右される
- ▼社会実験ではなく、持続可能な取組とするため、マンパワー、活動拠点、財源を確保する仕組み

4 地域主体の新たな公園運営モデルについて

楽しい！やりたい！
を実現できる仕組み

(1) 新たな公園運営モデルとは

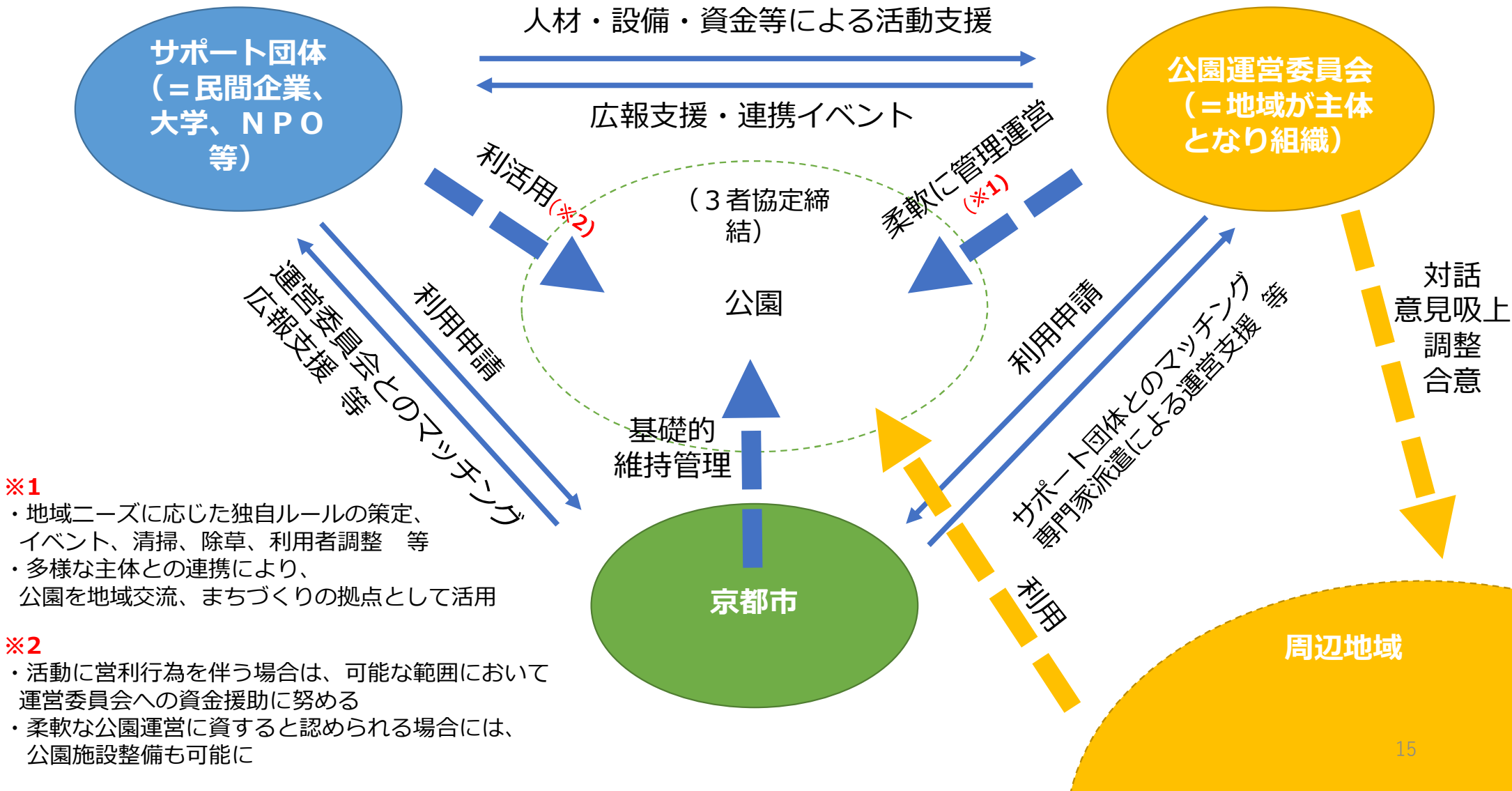
- ・ 画一的なルールではなく、地域独自の利用ルールや方針を定めることで、地域主体の管理運営へ移行し、公園の自由度の向上と併せて、公園を中心とした地域コミュニティ活動の活性化をはかる。
- ・ 民間企業、市民活動団体、大学、NPOなどの多様な主体が、地域による公園の管理運営を支援することで、関係人口を増やし、より柔軟で持続可能な公園の管理運営を目指す。

マンパワー、活動拠点、
財源の支援

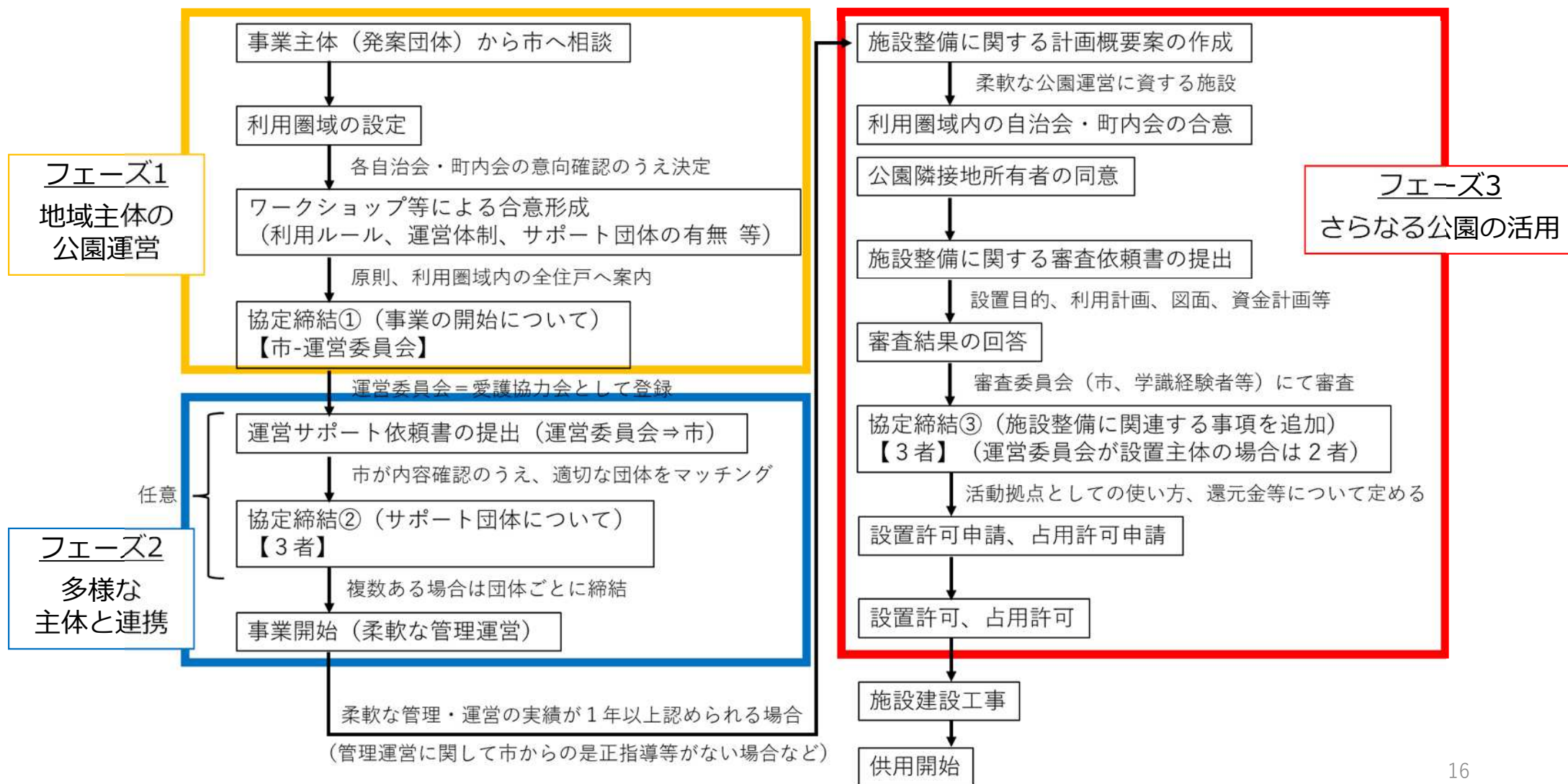
(2) 新たな公園運営モデルを通じて実現したい公園の未来像

- 公園を拠点としたまちづくりにより、地域の新たな価値の創出や地域課題を解決
- 公園がまちの顔となる、柔軟な運営方針のもと子どもの遊び場としての魅力向上へ
- 公園の管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てる
- 公園からまちに愛着を持ち、住みたい・住み続けたいと思う人を増やすことで人口・税収の増加へ

新たな公園運営モデルの概要と運用の流れ①

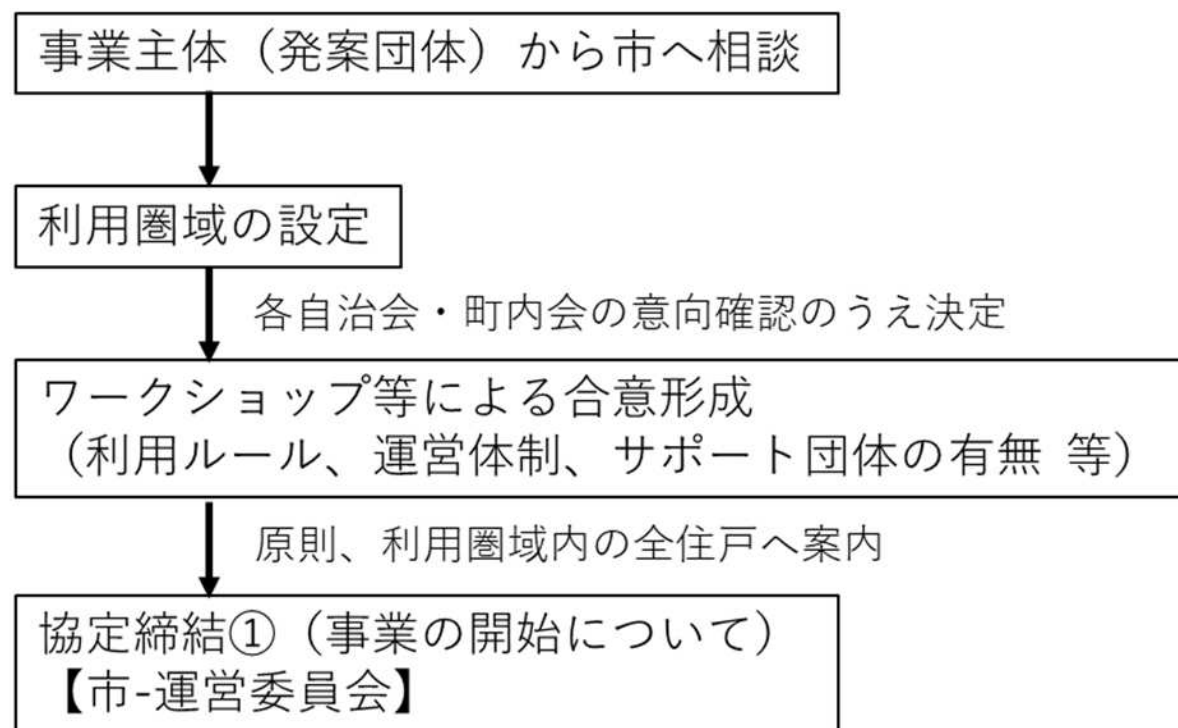


新たな公園運営モデルの概要と運用の流れ②



フェーズ1：地域主体の公園運営

- 地域が主体となり公園運営委員会を発足し、独自の公園の利用方針や利用ルールを定め、地域主体の柔軟な公園運営に移行



公園での事業主体者と利用圏域の設定

(1) 対象となる公園

- ・建設局が管理する住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）
※指定管理者が管理する公園は除く

(2) 事業主体（発案団体）となれる団体

- ・事業の実施を希望する自治会・町内会、学区自治連合会等の地域自治組織、並びに公園愛護協力会や市民活動団体などの地域のコミュニティ活動を主目的とする団体

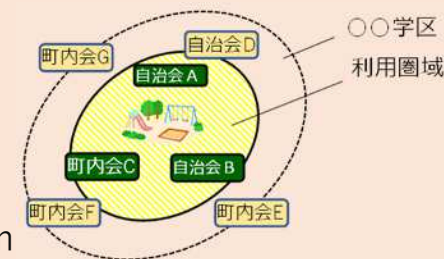
(3) 公園の利用圏域（利用ルールや公園の管理運営を体制を話し合う範囲）の設定

- ・発案団体（自治会・町内会など）、学区代表自治組織（自治連合会など）、市の3者で話し合い、公園の利用状況や地域の実情等を踏まえ公園の利用圏域を決定

【利用圏域の目安】

公園の立地や規模により、主な利用が想定される住民の範囲は異なるものの、公園の種別に応じた利用圏域の目安は下記のとおり

- 街区公園：半径250m
- 近隣公園：半径500m
- 地区公園：半径1,000m



公園での事業主体者と利用圏域の設定

（４）利用ルールと管理運営体制をつくる際の進め方（合意形成の在り方）

- ・ 発案団体が主となり、利用圏域内の住民に呼びかけワークショップ等を開催
- ・ 市が派遣するコーディネーターを交えつつ意見をまとめる。

（５）協定締結

- ・ 一定の合意形成が図れた後、公園運営委員会、京都市、自治連合会等の３者で協定を締結
- ・ 協定により、利用ルールや利用方針を定め、公園運営委員会が対象公園の主体的な管理運営を担う

○公園運営委員会（管理運営を担う組織）について

- ・ 発案団体、愛護協力会、利用圏域の住民、公園利用団体等、多様なステイクホルダーにより構成
- ・ 今後、本市で策定する要綱等に基づき設置される任意団体（法律上の公園管理者は京都市）

○利用ルールや利用方針について

- ・ 法律や条例による禁止事項が定められている範囲内で、社会通念上の常識や安全性に配慮したうえで独自ルールや利用方針を定めることができる。
- ・ 運営委員会が定めたルール等によるトラブルが発生した際には、運営委員会が対処し、必要によってはルール等の見直しを行う。

フェーズ２：多様な主体と連携した公園運営

○多様な主体との連携が可能になり、関係人口を増加させ、持続可能な運営体制の構築を目指す。

運営サポート依頼書の提出（運営委員会⇒市）



市が内容確認のうえ、適切な団体をマッチング

協定締結②（サポート団体について）
【３者】

サポート団体との連携について

(1) サポート団体とは

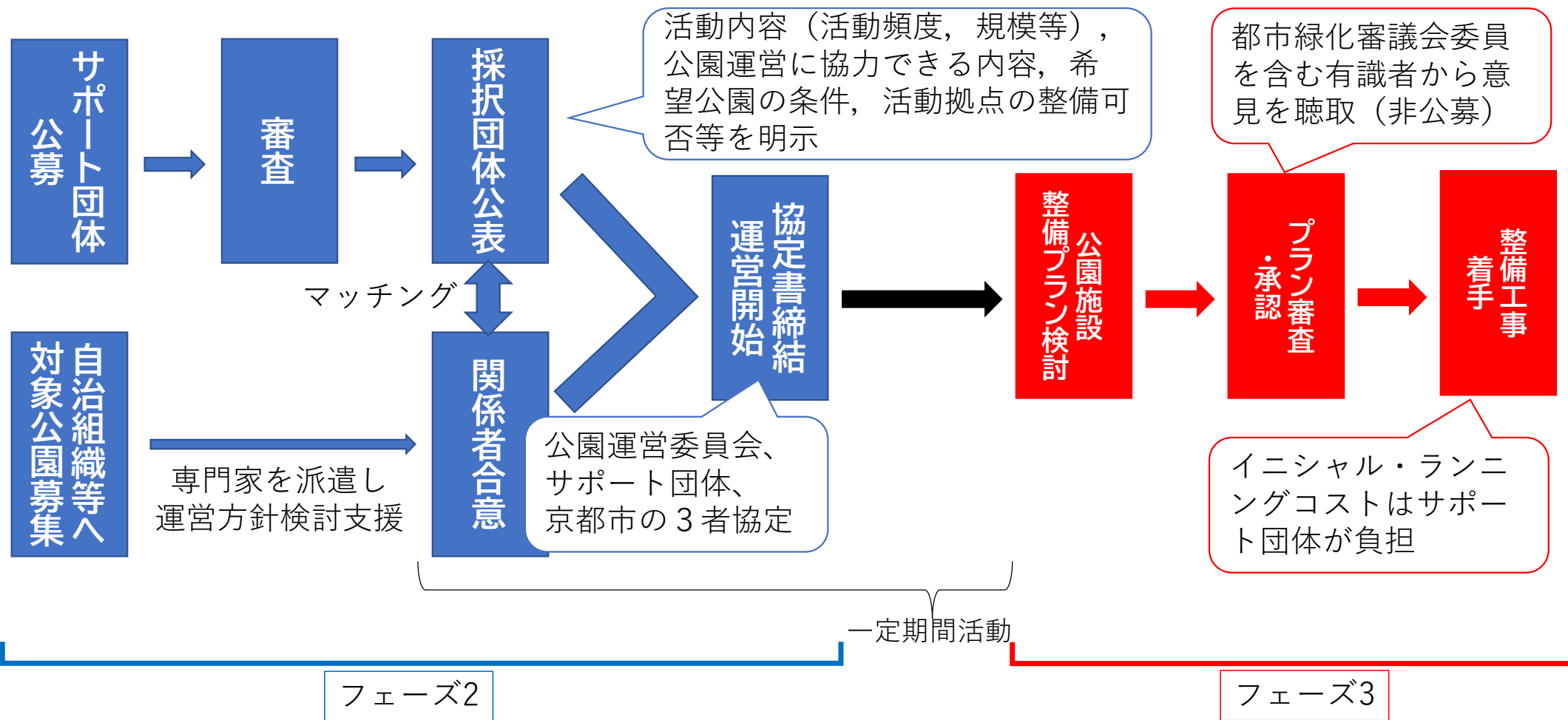
- ・公園を活用した地域活性化、運営委員会の活動支援といった意思を持つ民間企業、市民活動団体、大学、NPO等の団体
- ・公園の利活用を行いながら、運営委員会の活動を人材、施設・設備、資金などの多方面から可能な範囲において支援

サポート団体リスト(イメージ)

企業 (団体) 名	活動内容	公園運営への 貢献内容	営利 行為	活動頻度	希望する公園 の条件	施設整備 の可否
(株) ○○	移動販売車による飲食物等販売	利用マナー啓発 イベントへの出店	有	週2日程度	・車両が安全に侵入しやすい公園 ・住宅地内の公園 ・週末に利用者の多い公園	不可
○○株式会社	(施設整備：有) ブックカフェ事業 (施設整備：無) 仮設カフェ	近隣店舗での広報協力	有	(施設整備：有) 年中無休 9時～20時 (施設整備：無) 週2日程度	・幹線道路に面した公園 ・比較的面積の大きい公園	条件により可
NPO法人○○	公園ヨガ 多世代参加スポーツ	無料ヨガ教室の開催	無	週4日程度	・○○区内の公園 ・地域の活動意欲が高い公園	不可
○○大学 △△研究室	子ども遊びの提供・研究 清掃活動等による地域コミュニティへの参画	イベントへの参画、運営補助	無	月1日程度	・○○大学周辺の公園	不可
○○商店街振興組合	飲食提供、物販	近隣店舗での広報協力 イベントへの参画	有	週1日程度	・○○学区内の公園	不可

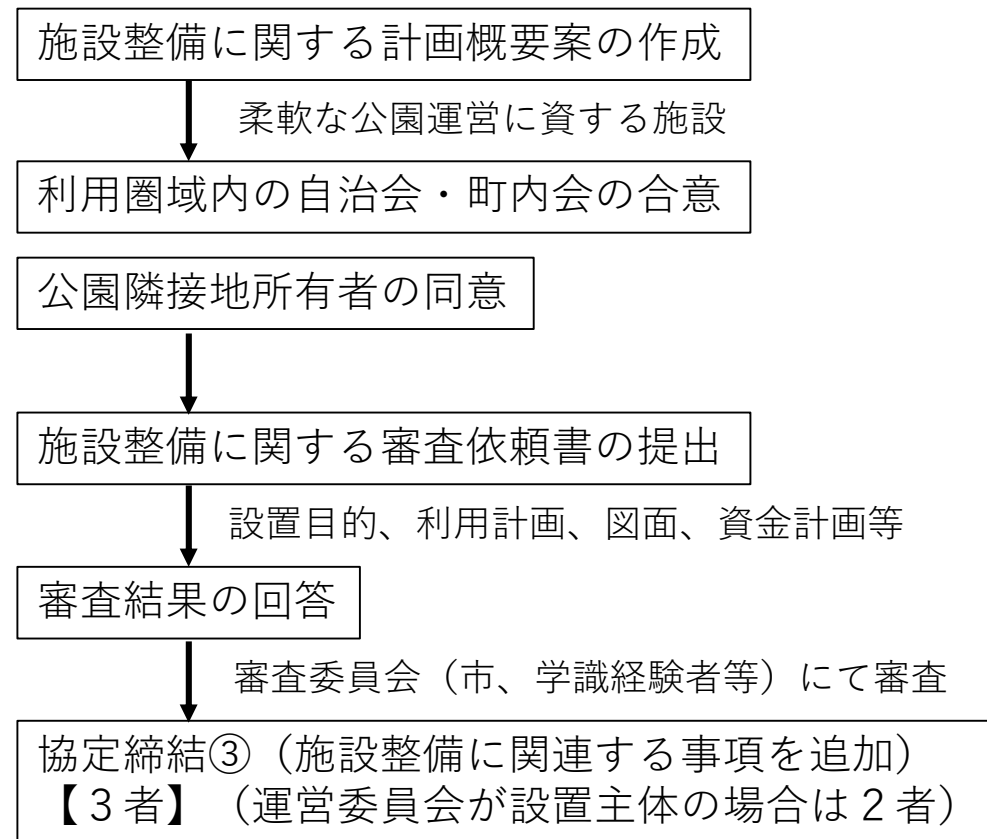
(2) マッチングまでの流れ

- ・ サポート団体は公募で選定し、リスト化して公表
- ・ 公園運営委員会は、自身の管理する公園の活用方法にあったサポート団体をリストより選定
- ・ 京都市は双方における、対話の機会の設定などマッチングを支援



フェーズ3：さらなる公園の活用

○公園の更なる活用に施設が望まれ、一定の条件を満たしている場合、公園施設を設置できる。



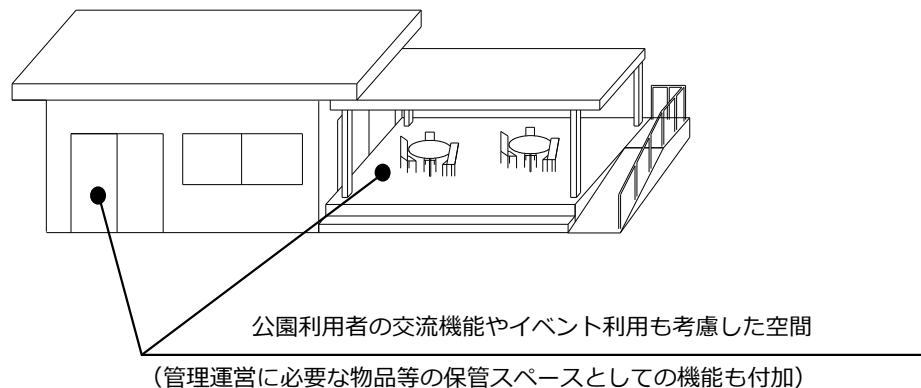
公園施設の設置基準

(1) 公園施設とは

- 設置者：運営委員会又はサポート団体
- 設置できる公園施設：柔軟な公園の管理運営と地域コミュニティの活性化等に資する施設で以下の機能を有するもの

- ① 公園利用者の交流スペースとしての機能
- ② イベントスペースとしての機能
- ③ 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能

例) サポート団体が設置する場合：便益施設（売店）＋その他施設（集会所）



参考：みんなの家(仙台市)

(2) 公園施設の設置条件

●主な設置条件

- ・一定期間の適切な管理運営実績を有すること
- ・利用圏域内の自治会・町内会、学区代表自治組織との対話を経た同意
- ・周辺住民向け意見交換会の開催
- ・資金収支計画書の策定（設置、運営、修繕，撤去を含めた計画が確認できること）
- ・公園施設の利用計画の策定
- ・公園施設としての設置条件を満たす配置、構造、仕様となった建築計画
- ・緑化審議会委員を含む有識者からの審査・承認
- ・その他、条例、建築確認申請を含む法令手続き

設置条件の詳細は、別に要綱等で定めていく予定

5 具現化に向けたモデル事業

公民連携・課題解決推進事業「KYOTO OPEN CITY LABO」について

共同研究に取り組む
企業を公募



ホーム

OPEN LABO 概要

募集中の課題

募集要項

LABO レポート

過去の課題

お問い合わせ・自由提案受付

KYOTO CITY OPEN LABO

京都市×企業、チームで取り組む公民連携ラボ

企業と連携した公園運営支援モデルのポイント

ハード面の支援

企業が店舗整備に合わせて、地域の交流拠点となる施設も一体整備・提供
(※交流施設の管理や運営は地域が主体となって実施)



ソフト面の支援

企業の収益の一部を、地域が公園を運営するための活動資金として継続的に還元



地域主体の公園運営

独自の公園利用ルールを導入し、公園を拠点としたまちづくりを展開

北鍵屋公園での取組について

- 「KYOTO CITY OPEN LABO」を活用し、公募により㈱セブン-イレブン・ジャパンを研究パートナーに選定
- 伏見区にある北鍵屋公園をモデル公園として、交流スペースと店舗が一体となった公園施設を含め、新たな公園運営モデルについて共同研究を実施している。
- 藤森学区自治連合会や公園愛護協力会、これまで開催したワークショップや現地イベントの参加者などから賛同いただいたため、北鍵屋公園プロジェクトチームを立ち上げ、活用案を検討中。今後、現地での実証実験を行う予定



北鍵屋公園（伏見区）



6 今後のスケジュール

第1回 部会

- ・ **新たな公園運営モデルの制度概要**

制度設計に至るまでの背景～施設設置までに必要なプロセス

第2回 部会

- ・ **公園施設の設置条件について**

基本的な機能、外観、配置の必須条件、努力義務等を検討

- ・ **モデル公園での取組について**

新たな公園運営モデルの導入に取り組むモデル公園での検討状況

第3回 部会

- ・ **公園施設の在り方答申(案)とりまとめ**

審議会

- ・ **公園施設の在り方答申とりまとめ**